

事件の表示 平成11年(ワ)第764号, 平成12年(ワ)第5341号

証 人 調 書

(この調書は, 第16回口頭弁論調書と一体となるものである。) 裁判所書記官印

期 日 平成15年7月9日午前10時00分
氏 名 余 舜 珠
年 齢 38歳(1965年5月16日生)
住 所 大韓民国仁川市南区チュアンパル洞シンビマウルアパート1
05棟1002号

宣誓その他の状況

裁判長は, 宣誓の趣旨を説明し, 証人が偽証をした場合の罰を告げ, 別紙宣誓書を読みあげさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以 上

原告ら代理人（山田）

甲C第81号証を示す

この陳述書は、あなたが御自分で書かれて、署名をされたものですね。

はい。

あなたの御経歴については、意見書の末尾に添付されました経歴書のとおりということによろしいですね。

はい。

あなたが、軍慰安婦や勤労挺身隊の問題の研究にかかわられるようになったのはいつからですか。

1990年、梨花女子大学大学院女性学科に入学したときからかかわるようになりました。

あなたが、この問題に関心を持たれたきっかけとなったのはどういうことだったのでしょうか。

1990年の4月に、カトリック大学校のイ・ヨンジャ（李令子）先生が、家族学の講義に私たちの学校に来られました。そして、その講義の後で、先生が、挺身隊の問題は解決しなければならない問題であり、5月にノ・テウ（盧泰愚）大統領訪日（ほうじつ）に当たって、問題提起しなければならない問題です。それで、女性学を学んでいる学生たちも、この訪日に当たって、声明書を出したらどうかと、学生たちに声を掛けられました。

今、訪日（ほうじつ）と訳されたのは、いわゆる日本にノ・テウ（盧泰愚）大統領がみえるという、訪日（ほうにち）ということだったのでしょうか。

はい、そうです。

イ・ヨンジャ（李令子）先生のお話に対して、あなた方学生たちは、どのように反応されましたか。

先生が、そのように提案してくださいましたので、挺身隊についての

詳しい資料を集めようということもありまして、そしてまた、もっと大きく働きをしようということで、女性団体を訪ねていきました。イ・ヨンジャ（李令子）先生から、このお話を伺ったときに、あなた方学生さんたちには、軍慰安婦、挺身隊の問題についての知識はありましたか。

余りよくは知りませんでした。90年1月、ハンギョレ新聞にユン（尹）先生が調査されたことが掲載され、その記事を読んでいた、そういう程度でした。

あなた方は、慰安婦の話を聞かれてどのように感じましたか。

それを聞いて、日帝時代の人権蹂躪の問題、また、性暴力の問題だと思いました。

甲C第74号証を示す

これが、ノ・テウ（盧泰愚）大統領の訪日（ほうにち）に当たって、90年の5月に発表された声明書ですね。

はい。

この声明書はどういう趣旨のものでしょうか。

これは、その間、隠蔽されていた挺身隊の問題を明らかにして、謝罪してほしいという内容のものでした。

あなた方梨花女子大学の学生さんたちも、この末尾にあります「女子大学生代表者協議会」として、この声明書に参加されたということでしたね。

はい。

この声明書に対する反響はいかがでしたか。

この声明書は、学生だけでなく、当時、韓国の大きな団体、女性団体であった韓国女性団体連合や、韓国教会女性連合会と共同で出したものだったので、韓国のマスコミなどにも大きな影響力がありました。

確認のためにお聞きしますが、この声明書で取り上げられた「挺身隊問題」という言葉は、この時点では、軍慰安婦問題のことを指した言葉です

ね。

はい、そうです。

声明書を出された後、あなた方女性学科の学生たちは、どのような活動をしていったのでしょうか。

7月の夏休みに、ユン・ジョンオク（尹貞玉）先生が、こういうことに
関心がある学生ならば一緒に勉強をしましょうと、勉強会を開くこ
とを提案してくださいました。それで、挺身隊研究会という集まりを
作りました。

あなた方がユン・ジョンオク（尹貞玉）先生に会われたのはいつですか。

1990年5月、声明書を発表したときにユン（尹）先生が参加され
たので、そのとき初めてお会いしました。

そのときに結成された挺身隊研究会が、現在あなたが所属していらっしゃる
韓国挺身隊研究所の基になった団体ですね。

はい、そうです。

挺身隊研究会の創設のメンバーはどのような人たちでしたか。

梨花女子大学の教授だったユン・ジョンオク（尹貞玉）先生と、私た
ち女性学科の学生4人で構成されました。

ユン（尹）先生の名前は、先ほどの90年1月にハンギョレ新聞に記事を出
されたというときにも出てきましたけれども、ユン（尹）先生は、90年以
前から、この軍慰安婦の問題に関心を持たれていたんですね。

はい。ユン（尹）先生は、この慰安婦の被害者たちと同年代でしたの
で、早いうちから関心を持っておられました。

ユン（尹）先生は、90年代以前には、どのような調査、活動をされていた
のでしょうか。

ユン（尹）先生は、海外の慰安婦被害者として知られていたペ・ボン
ギ・ハルモニを沖縄に訪ねたり、また、タイのノ・スボク ハルモニ

(盧壽福ハルモニ) と会うなど、海外へも行つて、資料を集めてました。そして、日本、タイ、パプアニューギニアなど、現地調査もされました。

あなた方学生さんも、ユン（尹）先生の存在は知っていらっしゃいましたか。

はい、知っておりました。

その後、90年の11月には、挺身隊研究会も参加した韓国挺身隊問題対策協議会、略して挺対協という団体が結成されましたね。

はい、そうです。

では、あなた方の挺身隊研究会は、具体的にどのような活動をその後されていったんでしょうか。

これは、申告の前ですけれども、申告がある前は、捕虜収容所の被害者の名簿を入手して、女性だと思われる名前を選んで、事後調査をしました。そしてまた、申告後は、その申告してきた被害者と会って、証言の調査や、証言集を集めて本を作る作業、それは、国内はもちろん、海外の生きている被害者に会って調査をしました。

今、申告前、申告の後とおっしゃったのは、軍慰安婦や勤労挺身隊の被害者の被害申告を受け付けるようになった、その時より前、後という意味でしょうか。

はい、そうです。

では、挺対協としては、どのような活動をされてきましたか。

日本政府を相手にして、ハルモニたちを救済してくれるようにデモをしたり、また、苦しいハルモニたちの生活を助けるために、募金活動をしたり、また、申告を受け付けたりしました。そして、申告を受け付けた後は、苦しいハルモニたちに生活支援金を払うように、主に福祉関係の活動をしてきました。

では、申告を受け付けるようになったきっかけとなった出来事は何ですか。

91年8月にキム・ハクスン ハルモニ（金学順ハルモニ）が挺身隊に訪ねてこられて、被害を申告された、それが大きなきっかけとなりました。

その、いわゆるキム・ハクスン ハルモニ（金学順ハルモニ）のカミングアウトというのは、マスコミでも大きく報道されましたね。

はい。それまでは、被害者が世の中に顔を出すなんていうことは、あり得ないだろうと考えられていたからです。

では、もう一度、挺身隊研究会としての活動をお聞きしますけれども、一緒に研究会をやっていたらあったユン・ジョンオク（尹貞玉）先生は、先ほど、軍慰安婦の被害者たちと同年代だというふうにお聞きしましたけれども、ユン（尹）先生が、御自身で直接経験された何か体験についてお聞きになったお話があれば教えてください。

はい。ユン（尹）先生が梨花女子大学在学中に、挺身隊に行くようにと言われて、生徒全員が地下室に連れていかれたんです。そして、指紋を採られたりして、そのときに、もう本当に怖くて、恐怖で震えたというお話を伺いました。そして、とても脅迫的で、先生は、挺身隊に連れていかれるのではないかと恐ろしくて、学校を御自分で退学なさったというふうに聞きました。

ユン（尹）先生が、あなた方と一緒に活動を始める以前に、独自で研究された成果についても、何か聞かれたお話があれば教えてください。

はい。海外にいる被害者に会ったとき、最初は、沖縄のペ・ポンギ・ハルモニを訪ねていったんですけれども、最初に行ったときは、会ってくださったんですが、2回目に訪ねていったときには、対人恐怖症にかかっておられて、門前払いを食わされました。そしてまた、タイのノ・スボク ハルモニ（盧壽福ハルモニ）は、母国語である韓国語を忘れてしまっていた。すべて忘れてしまっていたという話、それを

聞いて、本当に胸が痛くて、どれぐらい辛かったのかということを、
胸痛く思ったということをおっしゃっておられました。

あなた自身も、1990年に挺身隊研究会の活動を始められて以来、今日に至るまで、軍慰安婦や勤労挺身隊の問題を研究し続けておられますね。

はい、そうです。

なぜ、あなたは、ここまで深くこの問題にかかわるようになったんでしょうか。

私は、性差別の問題に非常に関心があったので、大学に行ったんですけれども、女性の歴史、そういうことを、被害を正しく記録に残さなかったら、人権蹂躪の問題、慰安婦、そして、挺身隊問題、そういうのを記録に残さないと、また繰り返してしまうのではないかと、そういうことを考えて、問題にかかわってきました。

あなた方挺身隊研究会あるいは挺身隊研究所の研究活動というのは、主には軍慰安婦を対象にされているものですね。

はい、そうです。

勤労挺身隊のことをお聞きする前に、まず、今までの活動の結果、軍慰安婦の被害がどのように明かになったかということを、簡単に教えていただけますでしょうか。

はい。動員時期は1930年初めから、特に10代の女性が動員されました。その方法は、官斡旋、就業詐欺、警察、軍の介入、拉致など、多様な方法で動員されました。この女性たちは、日本軍が行くところ、どこにでも慰安所があるところに連れていかれたんですけれども、それは、民間であろうと、軍の統治下であろうと、慰安所に行くときは、移動するときは、船、そして、列車で行くときも、軍や警察の許可がなければ動くことはできませんでした。

軍慰安婦の被害の規模は、どのくらいであると推測されておりますか。

詳細な内容はよく分からないですが、被害規模は8万から20万人と推測されるだけです。そして、全体の名簿、死亡者、そして、負死傷者などの、詳細の実態はまだ把握されていません。

では、戦後、解放後ですね、軍慰安婦被害者たちは、どのような生活を送ってこられたと聞いていらっしゃいますか。

敗戦後、解放されましたけれども、軍慰安婦といって連れていかれて、現地に捨てられたり、また、今も依然として、その場所に住んでいる被害者もいます。そして、生活が大変苦しくって、また、帰ることができなかった人もいるんですが、帰ってきてからも、家族の下には帰れなく、また、結婚も非常に難しかったんです。で、性暴力の被害を受けていたので、例え結婚したとしても、非常な苦しみの中にありました。

軍慰安婦の被害者の方たちは、そのような被害について、戦後、自分の被害を公にすることができたでしょうか。

いいえ、沈黙を守らざるを得ませんでした。

被害について、沈黙を守らざるを得なかったというのは、なぜですか。

当時、韓国社会では、貞操観念が非常に強い社会でした。そして、そのため、被害者たちは、被害を話す、それは、身を捨てたというふうに思われること、そして、恥ずかしいことだということで、社会的に、その、シーシーという、そういう雰囲気がありました。

シーシーとおっしゃったのは、どういう意味合いでしょうか。

隠した、話してはいけない、話しシーシーという、そういう……。今おっしゃっていただいた、貞操観念とその被害を沈黙したということについては、後から詳しく伺うことにいたします。今、軍慰安婦被害者としては、どのくらいの方が申告をされておられますか。

2002年9月末現在で政府に207名が申告され、そのうちの72

名は既に亡くなっておられます。

先ほどおっしゃった、推測されている総被害規模から比べると、申告された数というのはごくわずかですけれども、それはなぜでしょうか。

解放のときに、軍慰安所で、苦しい生活の中で死んだ人も多くありましたし、また、解放後、その後90年になっても、慰安所で受けた後遺症などで亡くなった方もたくさんおられます。そして、生きておられても、家族の名誉を考え、そして、その被害を公にすることが、とても恥ずかしいことだということで、ただもう、死ぬのを待つというふうにして、申告をしない人もたくさんおりますから。

では次に、勤労挺身隊問題の研究について伺います。

甲C第1号証を示す

これは、あなたが大学院の碩士論文、碩士というのは、日本での修士に当たりますが、その碩士論文として1994年に書かれた論文ですね。

はい、そうです。

タイトルは「日帝末期朝鮮人女子勤労挺身隊に関する実態研究」ということですね。

はい、そうです。

あなたがこの論文を書かれる以前、韓国内においては、女子勤労挺身隊に関する先行した研究というのはありましたか。

本格的なものはありませんでした。

あなた自身が、勤労挺身隊というものの存在を知ったのはいつですか。

90年代初めから、勤労挺身隊というものがあるということは知っていました。

それは、軍慰安婦とは別なものとして認識されていたんでしょうか。

はい、別のものとしていました。

あなたが論文を書く上で、女子勤労挺身隊をテーマに選ばれたのは、どうい

った理由からでしょうか。

私が論文の準備をしていたときは、軍慰安婦の人たちが、自分たちがどこに連れていかれたかということもよく分かりませんでしたし、勤労挺身隊については、日本から出る資料などがありました。それに対して、勤労挺身隊については資料がありましたし、実際に被害者に会うこともできました。そして、日本から資料がもらえるということもありましたので、論文のテーマにしました。

勤労挺身隊の場合は、新聞記事も資料として用いることができたんですね。

はい。当時、43年、44年の記事を見ました。

甲C第7号証を示す

その関連でお聞きしますけれども、これは、ソウル大学のアン・ビョンジク教授（安秉直教授）が作られた「朝鮮女子勤労挺身隊」に関する記事集成ですね。

はい、そうです。

あなたも、この記事集成の作成に携わられたとお聞きしていますけれども、そのとおりですか。

はい、参加しました。

これは、どういうきっかけでかわられたんでしょうか。

92年の6月に、アン・ビョンジク先生（安秉直先生）が私どものところ、挺対協を訪ねてこられて、興味があったら一緒にやろうと誘われました。そして、先生は、軍慰安婦と勤労挺身隊は別個のものだという、それを下敷きにするような資料を探しているとおっしゃっていました。

それで、あなたも記事を探す作業を手伝われることになったんですね。

はい。

集められた記事は、あなたが碩士論文を書く上でも、資料になったのではな

いでしょうか。

はい、私の論文にも重要な参考資料になりました。

論文を書く上では、勤労挺身隊の被害者の方たちに直接面会されたんですね。

はい、そうです。

何人の方にお会いになりましたか。

31人の方にお会いしました。

そのうち、本件の原告のように、チョンラド（全羅道）から名古屋三菱の工場へ動員された方は何人いらっしゃいますか。

6名でした。

面会は、具体的にはどのように進めていかれたんでしょうか。

主に電話で許して下さった方に限って、私のほうが出向いてハルモニたちにお会いしました。ハルモニたちが何かお都合が悪いときには、近くの喫茶店でお会いしました。

被害者の方は、あなたと自分の家族たちが顔を合わせても構わないという雰囲気でしたか。

いいえ、家族に会わせまいとして、家族のいない、昼の時間に訪ねてくるようにとされました。

あなたと家族とが顔を合わせないようにしていたということですか。

はい、そうです。

それはどうしてだと思われましたか。

家族たちに、軍慰安婦と誤解されるのが心配でだと思います。ハルモニたちは、家族に話した人もいますけれども、話してない人もいたからです。

もう一つお聞きしますけれども、あなたが電話をかけたときに、会うのは駄目だと言って断ってきた人もいますか。

はい。電話で拒絶される場合もありましたし、また、ハルモニによっ

ては、電話なら幾らでも話してあげるというハルモニもいました。そしてまた、ハルモニの中には、日本が、はっきりと賠償するというようになったら話しましょうという、そういうケースもありました。では次に、あなたが研究、調査をされたその成果についてお聞きしていきますけれども、まず、朝鮮において、女子の勤労挺身隊が動員されたのは何年からでしょうか。

国内の動員は43年からですし、日本への動員、日本の軍需工場への動員は44年からでした。

結成された朝鮮女子勤労挺身隊は、主にどこへ動員されて行きましたか。

軍需工場でしたが、動員されたのは、富山の不二越や、また、名古屋の三菱工場、また、静岡の沼津にある東京麻糸などでした。

当時のマスコミ報道なんかも、富山不二越、名古屋三菱の二つに集中していますね。

はい、主にそのように報道されました。

次に、あなたが個々の被害者から聞き取った被害の実態についてお聞きします。被害者たちの年齢は幾つぐらいだったんでしょうか。

国民学校の5、6年生、あるいは卒業したばかりの子供たちでしたから、大多数が10代の半ばでした。

そうすると、学歴的にも、国民学校卒業あるいは5、6年生在学中という方が多いんですね。

はい、そうです。

そのように、ある程度学歴のある子供を選んで動員したというのは、その理由は何でしょうか。

日本の軍需工場への動員では、日本語をある程度、基礎を習得していなければならない。そのために、そのような子供たちを選んだのだと思います。

その子供たちが受けてきた教育としては、どのような時期にあった子供たちでしょうか。

この子供たちは、皇民化教育を主として受けました。その当時、神社崇拝とか・・・子供たちは、皇民化教育を受けました。そして、神社崇拝とかさせられ、そして、戦争遂行のために、皇国臣民として教育を受けました。

勤労挺身隊被害者たちは、具体的には、どのようにして動員されたと聞かれていますか。

勧誘が、担任の先生などを通してされたので、この班では何人行かなければならないというようなふうにして、選ばれて、指名、選んで行かされたりしました。

つまり、何人行かなければいけないというふうに、強制された子供たちもいるということですね。

はい。強制、そういう式に選ばれました。

自ら志願した子供たちもいるのではないですか。

はい。先生が、日本へ行けば勉強もできるし、お金も稼げるし、よいものが食べられるというように勧めたので、数名が手を挙げて、志願したということも聞きました。

志願した人たちについて、志願した動機については、何とおっしゃっていましたか。

ハルモニたちは、先生たちから聞いた、日本に対しての幻のようなものを持っていて、日本に行けば、もっと勉強ができるという期待を持って、まるで留学に行くような気持ちで志願したと聞きました。

当時の朝鮮においては、上級学校への進学というものは困難だったのではないのでしょうか。

はい。日帝が、そのころ、朝鮮人が行ける上級学校の数を非常に少な

くしていましたので、競争が非常に激しかったんです。

そのような状況下において、日本に行けば勉強もできる。お金も稼げるという勧誘というのは、非常に魅力的だったのではないのでしょうか。

はい。

では、志願してしまった子供たちの父、母、両親の反応は、そのときはどうだったのでしょうか。

父母たちは、娘が、国内でもなく、海外に行って、何か起きるのではないかと、激しい不安を持って、きつく反対しました。

何か起きるのではないかという不安を、具体的におっしゃっていただくと、どういうことだと言えますか。

先にも言いましたけれども、30年代の中国ですけれども、若い娘たちが、慰安婦として連れていかれたという、実際にそういううわさがありましたので、親たちは非常に反対をしていました。

それは、自分たちの娘も、性的な被害を受けるのではないかという不安だということですか。

はい。そのような、性的な被害を受けるのではないかということでした。

では今度は、勤労挺身隊として働いたその実態について、特に本件の三菱の工場についてお聞きします。勤労挺身隊の生活の実態はどのようなものだったのでしょうか。

基本的に、集団、軍隊的な生活で、工場でも徹底した統制の下に、小隊、中隊などを置いて、統率されていました。

自由な行動というのは許されたのでしょうか。

いいえ、自由が許されないで、必ず許可を受けなければならなかったと言われました。

勧誘の際の材料であった、勉強ができるというのは、実際にはどうだったん

ですか。

勉強ができるということで志願してきたのに、仕事ばかりさせて、だまされたということを言っておられました。

もう一つ、食料事情についてはいかがでしたか。

ハルモニたちは、たくわんと御飯だけしか食べられず、それも、量が少なかった。その上、きつい仕事をさせられて、苦しかったと言っておられました。

では、仕事としては、具体的にはどのような労働に従事したと聞かれていますか。

主にペンキ塗りをしたとか、飛行機の翼の型を取る仕事をしたと聞きました。

ペンキ塗りの仕事というのは、子供にとっては厳しいものではないのでしょうか。

はい。においが強くて、頭が痛いし、手袋なしでペンキを塗ったので、後でそれを取るのが、とても苦しかったってお話なさいました。

働いている上で、あるいは寄宿舎の生活していく上で、民族差別的な扱いというのはあったのでしょうか。

はい。寄宿や工場で、「朝鮮人」あるいは「半島人」と、ばかにされて、民族差別を受けて、それに腹が立って、抗議したということも言っておられました。

では、働いていく上で、何か事故に遭ったり、労働災害を受けたりするということはありませんか。

はい。若い少女たちですから、指をけがしたり、また、ハルモニたち、特に三菱のハルモニたちは、東南海地震でとても怖かったということも言っておられました。

賃金についてはいかがですか。

賃金をもらわなかったと記憶しておられました。

それは、どの被害者についても？

はい。賃金として、その手当程度をもらったという方もいますし、全くもらっていないという方もおられました。

更には、勤労挺身隊として動員されて、慰安婦にされてしまったという事例が論文でも紹介されておりますけれども、このようなケースについては、現在どのぐらい把握されておられますか。

研究所で調査した結果としては6名おられました。

今後調査していくと、まだ同様のケースというものは出てくるでしょうか。

はい。勤労挺身隊として動員されて慰安婦になったという、そういうケースは、これから調べていかなければならない課題です。

原告ら代理人（岩月）

この裁判では、非常に長期間にわたって、裁判を提起しなかったということが大きな論点になっています。私のほうからは、そのことについて、関連してお尋ねをします。勤労挺身隊員だったハルモニたちが、50年以上もたつまで、自分が勤労挺身隊に動員されていたという被害を訴えることができなかった一番の理由は何だとお考えですか。

韓国では、「勤労挺身隊」、「挺身隊」という言葉を聞くと、性的な被害を受けたというふうに考えられるからです。

なぜ、勤労挺身隊と聞くと、性的な被害を受けたというふうに考えられてしまうのか、その原因についてどうお考えですか。

日帝時代、たくさんの女性たちが慰安婦として引っ張られていかれた、そして、同じ被害者として誤解をされる、そういうイメージがあったからです。

本件の原告たちは、勤労挺身隊という名前で動員されましたが、挺身隊という名前での動員は、ほかにもあったでしょうか。

はい。40年後から、いろいろな挺身隊という名前がありました。例えば、農村で農業に従事する農村挺身隊とか、日本語を教える、その国語に従事する国語挺身隊とか、多様な挺身隊というものがありました。

今のお話ですと、軍慰安婦として早くから大量に動員されていたという事実があり、一方では、挺身隊という名目での動員がたくさんあった。そして、先ほど証言の中でありましたが、幼い少女たちが連れていかれるということが合わさって、「勤労挺身隊」というふうに言うと、性的な被害を受けるという誤解が生じるようになった、そういうふうに考えてよろしいでしょうか。

はい。また、特に一般の人たちは、処女供出ということがあったというのをよく言っておられました。

勤労挺身隊動員当時、「慰安婦」という言葉は、一般的なものであったでしょうか。

いいえ、「慰安婦」という言葉は、その当時知られていませんでした。

「慰安婦の募集」というのが、毎日新報と京城日報に、1回ずつ広告が出ていますけれども、一般的には広く知られていなかったということです。

先ほど、記事集成を作られるときに、1943年から45年までの毎日新報と京城日報に当たられたと言われましたが、すべてについて、この間の記事に目を通されましたか。

はい。

そのすべての記事の中で、1回ずつしか「慰安婦」という広告はなかったということですね。

はい、そうです。

先ほどの証言の中でも出ていたと思いますけれども、その勤労挺身隊と、動員当時、既に早婚の傾向が朝鮮国内にあったということでしたね。

はい。引っ張っていかれることが怖くて、早くから結婚させるということが多かったです。

日本に引っ張っていかれると、性的な被害を受けるという認識が、朝鮮の国内に広くあったということですね。

はい、広く知られていました。

原告らの多くは、勤労挺身隊の経験者であることが分かったために、家族関係について不遇な人生を送ることを余儀なくされていますが、これは、勤労挺身隊と軍慰安婦が同じものと考えられているためですか。

はい。同じ被害を受けたものと混同されていたからです。

性被害を受けた女性だと見られると、韓国社会ではどのような扱いを受けますか。

さっきも言いましたように、韓国では、社会的に貞操観念が非常に強いので、性暴力を受けたという烙印を押されると、結婚するのも難しく、また、結婚したとしても、それが問題になって、結婚生活を続けるのが非常に難しいということです。

性暴力の被害者が、そのような社会的な扱いを受けるというのは、非常に不当なことではないですか。

はい、非常に不当なことだと思います。

現実には、そういう形で不幸な生活を送らざるを得ないという、韓国社会での貞操観念について少し説明していただけますか。

はい。韓国、朝鮮時代から古くある諺なんですけれども、「女と器は外に出すと壊れる。」という、そんな諺があるほど、女性が外に出ていくと、その身を汚す、身を汚くするんじゃないかということが、一般的に言われる、そのような社会です。また、80年代、家庭破壊犯という強盗があるんですけれども、家庭に押し入って、夫の見ている前で、その口を封じるために、訴えることができないようにするため

に、夫の目の前で妻を強姦する、そういう手口の犯罪がありました。
そうすると、その家庭が破壊されるので、そういう犯罪のことを、家庭破壊犯と呼ばれる、そのような犯罪がありました。

現在でも、同じような手口、口封じのための強姦という手口の犯罪はありますか。

はい。最近ですけれども、ソウルのカンナン（江南）という、少しお金持ちの地域ですけれども、そこで、グループで、数人が一緒になって、金持ちの女性たちをねらって強盗を働き、その女性の口を封じるために、集団性暴力を行うという、そういう犯罪がありました。

先ほどのお話ですと、性暴力の被害者であっても、女性は許されないということですが、男性が、例えば、何人もの女性と関係を持つということについては、伝統的な韓国社会では、どういうふうに考えられていますか。

韓国の貞操観念というのは、女性にだけ該当することです。男性には、法的には一人しか妻を持てないという制度があるんですけれども、特に金持ちの男性の場合、めかけを何人も持つというようなことが伝統的にあります。

男性は許されるけれども、女性はどうな理由があろうと、性的に犯されるということが許されない、そういう貞操観念が強いというふうに聞いてよろしいですか。

はい、そうです。

もう少し踏み込むと、性暴力の被害に遭った被害者というのは、同情の対象ですか。それとも、非難の対象ですか。

はい。性暴力を受けて、被害者であるにもかかわらず、貞操を失ったということで、非難される対象でした。

そうした社会の中で、解放後、勤労挺身隊の経験者は、どのような人生を送ってきたのでしょうか。

勤労挺身隊で苦しんで帰ったにもかかわらず、結婚ができないのではないか、それが分かったら結婚ができないのではないかということが心配で、日本で撮った写真や手紙などを焼いてしまったということ、また、事実を隠して、結婚したとしても、その事実が分かった後、夫が暴力を振るって、順坦な結婚生活が送れなかったというケースがありました。

原告らの多くは、正にそういう戦後の生活を強いられておったわけですが、そうした原告らの家庭生活の不幸というのは、性差別の面で見ると、軍慰安婦の被害者たちと共通するほど深刻なものではないでしょうか。

はい。それは共通した被害だと言うことができます。

勤労挺身隊に動員された被害者自身が、幸福な結婚生活を望むことができないというお話を今伺いましたが、そうした事実、勤労挺身隊に動員された事実が、周りに分かると、息子あるいは兄弟はどのような影響を受けますか。

依然として、勤労挺身隊であっても、挺身隊に誤解を受けたり、また、周りの人から、後ろ指を指されるというようなことがあります。

韓国の家族意識というのはかなり強いですね。その家族関係では、どういふふうに見られるでしょうか。

性的な被害を受けていないにもかかわらず、その、家族全体の恥だというふうに見られました。そして、娘には知らせても、婿には秘密にする、婿の両親に分かったら、非常に家内の恥だということです。

非常に強い貞操観念があるというお話を今伺いましたが、植民地支配をしていた当時の日本政府は、朝鮮社会が、そうした貞操観念に非常に厳しい社会であるということを認識していましたか。

はい。日帝は、1919年3月1日の独立運動に従事した女性を真っ裸にして、性拷問を行って、そして、その恥ずかしさを与えて、自白するようにさせました。

性拷問というのは、それまでの朝鮮社会には存在しないものだったんですか。

はい。韓国、朝鮮社会では、情操、貞操を大事にする、そういう国ですから、女性に対して、体を打つような拷問はありましたけれども、そのような場合も、着ているものをはぐというようなことはしませんでした。

貞操観念が強いがゆえに、それを利用した性拷問を編み出したということですね。

はい、そうです。

更に、軍慰安婦として動員された女性が、朝鮮の人が多かった。これについて、貞操観念との関係で何か指摘すべき点がありますか。

はい。麻生徹男という方の報告によると、日本の女性は、年も取っているし、性病にかかっている人も多い。それに比べて、韓国の女性は、貞操観念が強くて、性体験もなく、性病にもかかっていない。だから、性奴隷として適していると推挙したという報告書があります。

麻生徹男という方は軍医ですね。

はい、そうです。

まとめてお尋ねしておきますけれども、そうすると、日本政府は、朝鮮社会が貞操観念に厳しい社会であるということを知った上で、勤労挺身隊員として、少女たちを日本に連れてきたということになるわけですね。

はい、そうです。

引き続いて、性被害に対する認識の変化について伺いますけれども、韓国の民主化以前、軍慰安婦問題や勤労挺身隊問題は、歴史の上でどのように扱われてきましたか。

私の中、高のときに、学校で軍慰安婦問題や勤労挺身隊のことについては勉強しませんでした。

歴史学の分野で、植民地支配の被害などについては、どのようなことが取り

上げられていましたか。

日帝時代は、物資を奪っていくとか、また、男性の徴用とか、徴兵とかについては書かれていましたけれども、この、女性の軍慰安婦とか、勤労挺身隊、それらは隠蔽されていて、取り上げられていませんでした。

そうした女性の被害が無視されてきたのには、貞操観念というのが影響を与えているのでしょうか。

はい。貞操観念というのもありますし、また、歴史上、女性に対する無視ということもありました。

韓国女性の性被害を取り上げるということについて、男性の対応は、代表的にはどういう考え方だったのでしょうか。

当時、徴用や徴兵に行った男性たちは、朝鮮の女性たちが性奴隷になっていたことを知っていました。しかし、90年以前の男性たちは、それに対して、日本軍を相手にしていた女性がいたということを、恥ずかしいという思いがありました。

そうした中で、軍慰安婦や、これと誤解されている勤労挺身隊被害者が、被害者としての声を上げることができないという状態が続いていたわけですね。

はい、そうです。

軍慰安婦や勤労挺身隊被害者の一部でも、被害を訴えることができるようになったのはなぜですか。

90年代に入ってから韓国が民主化されました、独裁政権の後ですけども。そして、女性運動がだんだんと強くなって、大きくなってきて、性被害者に対する韓国社会の意識が変わってきました。そして、被害を受けたこと、加害者に責任があるということ、飽くまでもこの女性たちは被害者だということが強調されるようになりました。

そういう形で、性被害に対する認識が変化する大きなきっかけとなった事実

があれば挙げてください。

はい。1987年、プチョン署で起きた性拷問の問題がありました。

当時、学生運動をしていた学生を、警官が逮捕して行って、性拷問をしたということです。彼女が、それまでの人とは違って、自分が性拷問を受けたということを公表しました。それを受けて、女性団体が、弁護士たちと集まって、それに対応しました。

軍慰安婦の関係で、今言われたプチョン警察署の被害者と同じような役割を果たした方はどなたですか。

最初の申告者のキム（金）ハルモニでした。

91年の8月に、キム・ハクスン ハルモニ（金学順ハルモニ）がカミングアウトをしたと先ほどおっしゃいましたね。

はい、そうです。

軍慰安婦自らが、名のりを挙げて、被害を訴えるということについて、あなたは、どういうふうに受け止められましたか。

90年の初めからこの調査をしてきましたけれども、被害者が、自分から訴えてくるということ、公開するということとはあり得ないことだろうと思っていました。

したがって、あなた自身にとっても、キム・ハクスン ハルモニ（金学順ハルモニ）のカミングアウトは、大変衝撃的なことだったと聞いてよろしいですか。

はい、非常に驚きました。

キム・ハクスン ハルモニ（金学順ハルモニ）のカミングアウトは、同様の被害者にどのような影響を与えましたか。

90年の初めですが、韓国のほかの被害者たちも申告をしてくるようになりました。そして、それが日本にも報道されて、吉見義明先生が、以前に調べたことがある資料を、もう一度調べ直して、防衛庁の書類

などを、もう一度調べ直すということがありました。

キム・ハクスン ハルモニ（金学順ハルモニ）のカミングアウト自体が、同じような性被害者であった軍慰安婦の人たちに、大きな勇気を与えたというふうに聞いていいですか。

はい、そうです。

現在、軍慰安婦と呼ばれている被害者は、90年代初めのころまで、一般的にどのように呼ばれていましたか。

挺身隊と呼びました。

甲C第71号証を示す

これは、1970年8月14日のソウル新聞の記事ですが、記事の内容はどういうものですか。

記事の題目が「挺身隊」という題目です。女子挺身隊という名前で、婦女子たちを動員して、軍需工場、職工や前方部隊、慰安婦として犠牲にさせた、そういう記事です。

そうすると、軍慰安婦と勤労挺身隊というものが、全く混同されているということですね。

はい。

甲C第72号証を示す

これは、1984年3月17日の中央日報の、軍慰安婦被害者であるノ・スボク ハルモニ（盧壽福ハルモニ）についての記事ですが、この記事での表記はどのようになっていますか。

この記事の題目も、「私は女子挺身隊」というふうに書かれています。ノ・スボク ハルモニ（盧壽福ハルモニ）は、先ほどお話しになった、タイに住んでいて、韓国語を忘れてしまったという軍慰安婦の方ですね。

はい、合ってます。そのとおりです。

甲C第73号証を示す

これは、韓国教会女性連合会などが、88年5月のテレビ放送に対して出した抗議文ですね。

はい。

これはどういう内容のものですか。

これは、テレビのプログラムの中で、軍人が出てきて、韓国挺身隊員は、戦闘現場において兵士を慰問した。韓国女性でなければ、だれがこのようなことができたでしょうと言ったことに対して、抗議したものです。

その抗議文の中でも、軍慰安婦を指して「挺身隊」という用語が使われているわけですね。

はい、当時、挺身隊と言いました。

甲C第76号証を示す

これまで、90年代以前の記事を示してきましたけれども、続いて、これは、92年1月15日の東亜日報の記事ですけれども、この中では、どのような報道がされていますか。

これは、学籍簿が公表されて、12歳の国民学校の子供までが慰安所に送り込まれたとあって、間違って報道されたものです。

この記事の見出しは、「何と12歳の「挺身隊員」」という見出しですね。

はい。

甲C第75号証を示す

続いて、これは、92年1月17日、ちょうど同じ時期のハンギョレ新聞の記事ですが、この中では、どのような報道がされていますか。

これは、日本教師の池田正枝さんが韓国に来て、韓国の弟子たちに会ったということが報道され、それを見た娘が、そのお母さんが、先生に会ったということで衝撃を受けたということです。お母さんは、仕事だけをしてきたと言ったけれども、もっとほかの被害を受けたので

はないかと言って、娘さんが大変な衝撃を受けたという内容です。
この池田正枝さんというのは、担任する生徒を、本件と同様に、女子勤労挺身隊に勧誘した先生だった人ですね。

はい、そうです。

その人が勧誘したお母さんを、軍慰安婦というふうに考えるのは、完全に誤解だけれども、娘に対してすら、その誤解を解くこともできない、こういう実態だったということですね。

はい、そうです。

続いて、挺身隊と慰安婦の問題で、教科書での記述はどのようにされてしまったか。

90年以前は、余り記載されていなかったんですけども、ただ、68年に、実業高校の教科書に、挺身隊として掲載されていたくらいです。

甲C第21号証を示す

「入門韓国の歴史」、韓国の国定中学校の歴史教科書の日本語訳です。この中では、挺身隊、軍慰安婦について、どのような記述がされていますか。

「女性までも挺身隊という名目で引き立てられ、日本軍の慰安婦として犠牲になったりした。」という簡単な記載だけです。これだけでは、挺身隊、そして、慰安婦がどういうものかということの説明は全くないです。

この教科書は、ちなみに何年まで使われましたか。

このように書かれたというのも、90年代以降のことです。運動が始まった以後、2000年の初めまでです。

2000年の初めまで、今お見せした教科書が使われていたということですね。

はい。

その後、教科書の記載は改められていますね。

はい。もっと説明が入ってきました。

それは、正にあなた方挺身隊研究所の研究の成果が反映されたものになっているというふうに理解していいですね。

はい。日本の教科書にも、正しく掲載するように要求しましたし、韓国の教科書にも、正しく掲載するように、引き続き要求してきました。続いて、学界の状況についてお尋ねします。

甲C第77号証を示す

これは、92年2月8日の世界日報の記事ですが、その内容は、どのようなものですか。

これは、1944年に女子勤労挺身令というものが公布されました。

勤労挺身隊に対する法令です。これを、軍慰安婦として動員されたというふうに、間違って報道されました。

勤労挺身令が発見されたことをもって、軍慰安婦の動員が、日本政府によって行われた決定的な証拠だという記載になっていますよね。

はい、そうです。

甲C第78号証を示す

これは、92年2月22日、さっきの記事の直後ですが、引き続き、韓国日報にアン・ビョンジク教授（安秉直教授）が投稿をした記事ですね。

はい。

この中で、アン先生（安先生）はどういう主張をしていますか。

先生は、勤労挺身隊と軍慰安婦というのは別のもの、それを区別しなければならないということ、そうしないと、別個のものであるということがなかったら、家庭を持っているハルモニたちが、どれほど被害を受けるかということを心配して書かれたものです。

甲C第79号証を示す

これは、92年3月31日、世界日報の記事ですが、アン・ビョンジク先生（安秉直先生）の名前が右肩のほうに上がっていますが、内容は、どういう内容なんでしょうか。

これは、アン教授（安教授）の、勤労挺身隊と軍慰安婦というのは別個のものだということに対して、挺身隊は軍慰安婦の代名詞だったということで、糾弾してきたということです。

こうした論争を見ても、学界では、勤労挺身隊と慰安婦を、範疇として区別するということが、なかなか容易でなかったという実態があったわけですね。

はい。

甲C第80号証を示す

これは、96年6月13日のキョンヒャン新聞の記事ですが、これはどういう内容のものですか。

カン・マンギル先生は、挺身隊を軍慰安婦と区別しなければならないですけれども、多くの朝鮮人たちが、挺身隊を慰安婦として・・・その当時の多くの人々が、挺身隊すなわち慰安婦と思っていました。そういうふうに思うだけの相当な理由があった。挺身隊として、慰安婦を呼ぶことについては、それなりの理由があったということです。

カン・マンギル先生自体は、勤労挺身隊と慰安婦は別の範疇に属するということを前提にして、そうおっしゃっているわけですね。

はい、そうです。

ちなみにお尋ねしておきますが、カン・マンギル先生というのは、韓国で最も高名な歴史家のお一人ですね。

はい、有名な歴史家です。

96年ごろになって、ようやくカテゴリーとして、勤労挺身隊と慰安婦を分けるということが、学界の中で一般化してきたという理解でよろしいでしょうか。

はい。学者たちの間では、そのように区別していますけれども、一般の人たちは、依然としてよく区別できないでいます。

90年代に入ると、軍慰安婦の問題が社会的に大きく取り上げられるようになったわけですね。

はい、大々的に報道されました。

そうした中で、勤労挺身隊の被害者たちにはどのような影響があったのでしょうか。

性奴隷の問題が大きく知られていくのと相対的に、勤労挺身隊の問題は疎外されてきました。

勤労挺身隊の被害者たちというのは、軍慰安婦の報道が繰り返されることについて、どのような思いでそれを見てきたか、御存じのことはあるでしょうか。

軍慰安婦問題が報道されればされるほど、勤労挺身隊のハルモニたちは、自分たちは、ただ軍需工場に行って働いただけなのに、性被害者として、同じように見られるのではないかという心配が多くなってきました。

ますます沈黙を強いられるという被害者も多くなったという理解でよろしいですか。

はい、誤解されるかとおそれて、沈黙する。

勤労挺身隊の被害者が、被害を訴えることができなかった要因として、ほかに何か挙げることができますか。

はい。別の理由で、親日派と見られるということ、侵略戦争のために、ただ日本に行って働いただけなのに、そのような親日派と見られるということ……。

親日派というのは、解放後の韓国において、どういう意味がある言葉ですか。

解放後に、親日派として協力した人たちを処断……処罰しなければ

ならなかったのに、それをきちっとしていなかったから、どうしようもなく協力した人までもが、同じような目で見られたということです。

この、親日派と見られると、どういう扱いを受けるわけですか。

韓国人から、民族の裏切り者として後ろ指を指されます。

今までにお答えいただいたことを踏まえてお尋ねしますが、勤労挺身隊の被害者たちが、90年代に入るまで、被害を訴え出なかった理由というのは、どういう点にあるのでしょうか。まとめてお答えください。

はい。先ほどまで言ってきたように、沈黙を守らなければならなかったということは、日本が加害者だったということ、戦後の、加害者である日本が真相を明らかにもしない、そして、謝罪もしない、賠償もしてこなかったのも、被害がここまで大きくなり、暗闇に逃れる、うずくまってしまう、埋められてしまうということになってきました。

また、別の理由として、1965年の韓日会談によって、韓国も日本政府とともに、この問題は終わった。解決したということの姿勢を取りましたので、この被害者たちが、個人的な問題を訴えることができませんでした。

原告ら代理人（田巻）

これまで、勤労挺身隊員の解放後被害、つまり貞操観念や性被害者への、性暴力の被害者に対する偏見に基づいた言われたい被害、又は親日派と誤解されたという、やはり言われたい被害について、ヨ（余）先生からお話を伺いましたが、ここで、それを前提にお尋ねします。日本政府には、勤労挺身隊員が解放後被害を受けることがないように、何かできたはずのことがありませんか。

はい。ありました。加害事実の全貌を明らかにし、調査し、そして、謝罪し、賠償したなら、この被害が、これほど大きくはならなかった

と思います。

では、仮に日本政府が解放後、直ちに、あるいは日本の企業が解放後、直ちに、加害事実を調査し、真相究明をしていたら、勤労挺身隊員が解放後に受けた社会的な偏見に基づく被害というのは生じなかったですか。

はい。軍慰安婦として誤解されるということはなかったと思います。では、日本政府あるいは日本企業は、被害を調査し、真相究明をしてきましたか。

いいえ、むしろ事実を隠蔽してきました。

勤労挺身隊と軍慰安婦についての被害の規模というのは、明らかになっていますか。

両方とも、全体の被害規模とか死亡者数など、基本的なことは知らされていません。分かっていません。

では、日本政府のために真相の究明が困難になっているということはありませんか。

はい。特に解放後ですけれども、朝鮮総督府にあった資料を焼却したということを聞きました。

あなたが韓国国内で、日本軍あるいは朝鮮総督府が証拠資料を隠滅したということを聞いたことがありますか。

はい。ブン・チョンチャン（文定昌）という先生が書いた本の中にもありますし、それ以外の数名の先生方の書いたものの中にも、そのようなことが書かれています。

甲C第82号証の1を示す

これが、そのブン・チョンチャン（文定昌）という先生が書いた、日本軍の証拠隠滅に関する本ですか。

はい。罪自体を隠すために文書、書類や各種文献を火で焼いたと書かれています。

その火について、すごく、どのような火だったかというような、焼いている様子についての記載はありますか。

はい。10日以上も焼き続ける、それほどに量が多かったということが書かれています。

それでは、今、韓国国内には勤労挺身隊について、朝鮮総督府あるいは日本の資料というのは残っていますか。

いいえ。私は、論文を書くために政府記録保存所や国立図書館に行きましたけれども、資料を探すことができませんでした。

では、ほかに、韓国の国外で、あなたが、直接日本の証拠隠滅について何か聞いたことはありますか。

はい。私は、2000年に行われた女性国際戦犯法廷の準備のために、99年の8月にサハリンスクにある文書館を訪ねました。そして、ロシア人の司書の方に、日本軍関係の書類が欲しいと言いましたら、日本軍が退却するときに、全部燃やせ、焼却しろという命令を受けて、燃やしたので、資料はありませんと言われました。

結局、日本軍に関する資料は、サハリンの文書館でも見付からなかったということですか。

はい、そうです。

甲C第83号証を示す

これがそのときの文書館を訪れた写真ですか。

はい、そうです。

それでは、今、日本政府には、勤労挺身隊あるいは軍慰安婦について、公開すべき資料は全く残っていないのでしょうか。

いいえ、資料が残っているだろうと思っています。

その、何か日本に資料が残っているとあなたが考える根拠はありますか。

はい。朝鮮の女性たちを引っ張っていったその資料が必ず残っている

だろうということです。日本政府と朝鮮総督府の関係を示す、そのような書類が残っているだろうというふうに思っています。

具体的にもう少し、どういう資料があるはずだとお考えなのか教えてください。これを遂行する過程で、国民を引っ張っていった、その配置するため、そのための書類も必ずあったはずですし、防衛庁や外務省にもそういう書類が残っているだろうということですか。

企業です。企業ですね、遂行する過程で、国民を引っ張っていった、そのために、それを、子供たちを配置するための、そういう企業の書類が残っていたらだろうということです。厚生省にもその書類が残っていたらだろうと思います。

同じようなことを、ヨ（余）先生以外の研究者で、ほかに、日本に資料があるはずだと言っている人がいるんですか。

はい。慰安婦関係で2回韓国で公開された、それ以外にも、日本の吉見義明先生がおっしゃっていることですが、警察の許可が必要でしたから、その書類があるはずですし、また、それ以外にも、法務省、外務省にも、東京裁判で、重要資料隠滅にかかわったときの書類もあるはずだということを言っておられます。

今、2回資料が公開されたということがありましたので、そこをもう少しお尋ねしますが、それは、いずれも軍慰安婦の資料について日本政府が公開したということによかったですか。

はい、そうです。

それは、日本政府が自ら進んで資料を公開したのですか。

いいえ、被害者である韓国が請求したということと、それから、既に吉見先生が公開したことです。仕方なく公開したということです。キム・ハクスン ハルモニ（金学順ハルモニ）のカミングアウトがあり、韓国の世論が後押しをして、韓国政府が要求したので、ようやく日本政府が出

したということでもいいですか。

はい。

そのとき公開された資料の内容というのは、どういうものですか。

最初の公開は、慰安婦を動員し、移動したということについて公開しましたし、2回目の公開では、アメリカの文書保管所にある、そういうものまで、軍が介入したという、そういう部分までもを公開、そして、法務省、外務省、厚生省などの官にある書類、資料を公開しました。

では、公開された資料が、軍慰安婦に関するすべての資料だと。日本政府が今軍慰安婦について持っているすべての資料だとお考えになりますか。

全体的なことを見るのには不十分であると、韓国でも見えていますし、吉見先生もそう見ておられます。

重ねてお尋ねしますが、勤労挺身隊については、日本政府から資料が公開されたということはあるですか。

勤労挺身隊に関してはありません。

先ほど少しおっしゃっていただいたのですが、勤労挺身隊について、どのような資料が日本政府にあるはずだとお考えなのか、もう一度説明してください。

勤労挺身隊についてですけれども、その、在學生とか卒業生を動員したのですから、企業内に、子供たちをどういうふうに待遇したか、そういうことが、総督府との間に緊密にその連絡した、その動員の状況などを記録したものが、企業内の資料としてあるはずです。

では、名古屋三菱の工場に連行された勤労挺身隊について、余（ヨ）先生が三菱から入手した資料というのはありますか。

いいえ、ありません。

先ほど、論文を書くに当たって、勤労挺身隊については、日本から資料がも

らえるというお話でしたけれども、では、名古屋三菱の軍需工場に連行された勤労挺身隊員についての資料は、どのように入手されたのですか。

名古屋三菱の社史には、勤労挺身隊員についての資料はありませんでした。そのかわりに、地震の資料とか論文などは、金英達（キム・ヨンドル）先生を通して頂くことができました。高橋信先生たちの活動や、それから、市民運動を通して、私の資料になりました。

前回の高橋証人の尋問を傍聴されましたね。

はい。

その高橋証人の尋問の中で、高橋証人が関与して、出されてきたという資料の中に、ヨ（余）先生が研究に使った資料というのもあったということですね。

はい。その資料がどういう経路で高橋先生、また、市民運動によって来たのかということがよく分かるようになりました。

先ほど、三菱の社史に勤労挺身隊の事実はないということでしたが、三菱以外の日本企業についても、やはり勤労挺身隊の事実というのは全く残されていないのでしょうか。

いいえ、富山の不二越の場合は、会社の社史にも、朝鮮から勤労挺身隊が来たということが記載されています。

しかし、三菱の社史には記載されていないということですね。

はい、記載されていません。

では、勤労挺身隊について、今まで明かにされてきた真実というものは、加害者である日本政府あるいは三菱自身が明らかにしてきたものですか。

いいえ、かえって、被害者や日本の市民、それから、研究者によって明かにされてきたということです。

あなたは、勤労挺身隊の被害者は、今一番どのようなことに苦しんでいるとお考えになりますか。

その当時、賃金を受け取れなかったということもありますけれども、慰安婦として混同された被害、それにもっと苦しんでいます。

勤労挺身隊員は、解放後の被害も大変深刻だということですか。

はい、そうです。

勤労挺身隊員に対して、韓国政府から解放後、何か救済のための手当のようなものがなされるなどの措置が取られたことがありますか。

勤労挺身隊には韓国政府からありません。ただ、慰安婦だけは生活資金があります。

勤労挺身隊員の被害というのは、韓国の政府からもまだ支援がないということなんですけれども、勤労挺身隊の被害者が救済されるためには、日本政府はどうすることが必要だとお考えになりますか。

今でも本当に遅過ぎるんですけれども、今からでも日本が被害者に対して全貌を明らかにし、そして、謝罪し、賠償することが必要であると思います。

遅過ぎるといわれるところを言われたのですが、遅過ぎるということを、もう少し具体的にお話しいただけますか。

はい。既に御承知のように、44年、45年に発生したことです。で、これは、個人の被害を救済するには余りにも遅いことなんですけれども、既にその少女たちが今はもうハルモニになっています。でも、今からでも被害の全貌を明らかにして、真相を究明し、謝罪し、賠償をする、そういうことが必要だと思います。で、被害者のハルモニの中では、日本は、被害者が死んでいくのを待っているというふうに言っているハルモニたちもいます。

先ほど、余（ヨ）先生が、この挺身隊の問題にかかわる原点として、被害の事実を正しく記録に残さなければいけないということと言われたのですが、そういう気持ちにも、何か通ずるものがあるということですか。

はい、そうです。

真相を究明し、謝罪し、賠償をするということは、日本にとって、どういう意味があることだとお考えになりますか。

常識的に見ても、過ちを犯したなら、その過ちを明らかにして、謝ることが本当のことであり、そして、明らかにして、賠償するというのが当たり前のことなのに、日本を見る場合、過去を清算することもなく、また、現在と未来、日本に対してアジアの国々の中で、日本が信じるに足りない国、信じられない国というふうに見られているということ、いまだに日本が清算をきちっと行っていません。ですから、そういう気持ちを持ったまま、今、日本で有事法案などの動きがあるのを見て、今度は日本が何をするのかという疑いの気持ちを持って抗議するということがあります。

これからの日本が、信頼に足る国になるためにも、真相究明と、謝罪と、賠償は必要不可欠だということですか。

はい。日本のためにですけれども、アジアの中でも、国際活動をするためには、それが必要なことだと思います。

以　上